

<b>ClassNK PSC Bulletin</b>	Date:	8 September 2020
	No:	NK-PSC-21
	Attachment	No / <del>Yes</del> : <del>page(s)</del>
Title:		
2020 年のオーストラリアにおける拘留欠陥事例について		
Port State	Country: Australia	Port: All ports in Australia
Action taken by PSC:	<input type="checkbox"/> Detention / <input type="checkbox"/> Rectify before Departure / <input type="checkbox"/> Other	
Description:		
<p>AMSA による PSC 検査において、以下の欠陥により拘留を受ける事例が継続しております。</p> <p>かかる状況に鑑みまして、オーストラリアへ入港を予定している貴社管理船に対しては、今一度安全かつ適切な運航の重要性の周知と共に、入港前に以下の事項に対して万全の対策を取るよう指示して頂きたい、宜しくお願い致します。また、オーストラリア以外においても同様の指摘は散見されておりますので、注意を払い対策をとるよう併せてお願い申し上げます。</p> <p>(1) <u>ISM 関連欠陥*(EGCS 故障時の旗国・寄港国への未報告、ECDIS・OWS 等の重要機器に関する習熟度不足、ENC 更新未実施など)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 退船訓練、消火訓練、ECDIS 等航行上必要な機器の操作の実演が的確に実施出来ず、PSC 官から習熟不足と判断されております。適切な間隔での訓練を実施するとともに、訓練記録を本船上に保管願います。</li> <li>- 重要設備・機器に欠陥が生じた場合等の旗国政府報告提出の不履行事例も、ISM 関連拘留欠陥とされております。入港前に Incident Report を確実に AMSA に提出願います。</li> </ul> <p>*: AMSA では特に Safety of Navigation に関する欠陥に関しては直接的に拘留欠陥とは判断されないものの、ISM 関連の拘留欠陥とされる傾向あり。</p> <p>(2) <u>非常用発電機</u></p> <p>自動始動した非常用発電機が自動的に非常配電盤に接続されず、拘留欠陥とされております。テストスイッチによる非常用発電機の自動始動及び非常配電盤への自動接続の確認を適切な間隔で実施し、記録を写真とともに保管願います。</p> <p>(3) <u>機関室通風筒の防火ダンパー</u></p> <p>ダンパーの固着、腐食、破孔等を指摘されております。ダンパーの作動試験及び内部点検を適切な間隔で実施願います。</p> <p>(4) <u>バラスタンクの空気管頭</u></p> <p>空気管頭内の閉鎖装置の状態不良(フロートの固着、破損、脱落やパッキンの脱落、劣化等)を指摘されております。空気管頭の開放及び内部点検を適切な間隔で実施願います。ご参考までに、マーシャル主管庁からは、Marine Safety Advisory No.07-19 が発行されており、3ヶ月毎の開放点検が強く推奨されております。</p> <p>(5) <u>非常用消火ポンプ及び配管</u></p> <p>非常用消火ポンプの吐出圧力不足及び隔離弁の作動不良を指摘されております。ポンプの整備、関連する弁の開放点検及び射水試験を適切な間隔で実施願います。</p>		
(次ページに続く)		

(6) 救命艇及び救助艇

- エンジンの作動不良を指摘されております。適切な間隔での作動確認とともに、特に予備バッテリー(No.2 バッテリー)の残量を確実に確認願います。
- 負荷離脱装置の固着、復旧不良を指摘されております。毎月実施する退船訓練の際は負荷離脱装置を整備し、進水・操船時等負荷離脱装置を作動させた際には、完全に復旧していることを確認願います。

(7) 汚水処理装置

汚水処理装置・配管等の破孔、エアーポンプ及び 3 方弁の作動不良、消毒薬不足等を指摘されております。汚水処理装置及び関連する設備の点検を適切な間隔で実施願います。

(8) ハッチカバー

ラバーの脱落・変形、締付装置(クリート)の固着・衰耗、締付装置止め金(クラッチ)の衰耗・損傷等を指摘されております。適切な間隔での点検を実施し、風雨密が確保されていることを確認願います。ご参考までに、バルクキャリアのハッチカバー点検に関して IMO Res. MSC.169(79)が発行されており、少なくとも 1 週間毎の点検が要求されております。

尚、(1), (2), (4), (8)については ClassNK PSC Bulletin No.4, 8, 12, 13, 14 を発行しておりますので、併せてご参照下さい。

また、オーストラリア入港の際には以下に関してもご注意願います。

(A) 船員の送還計画(Marine Notice 04/2020)

AMSA は 14 ヶ月以上の船員の連続勤務を認めておらず、また 11 ヶ月を超える連続勤務が発生した場合には旗国が承認した送還計画書の提出が要求されます。11 ヶ月を超える連続勤務が予想される場合、事前に送還計画書を作成願います。

(B) 貨物固縛設備(Marine Notice 05/2020)

コンテナ船における荷崩れの増加に鑑み、AMSA による貨物の固縛設備に関する集中検査キャンペーンが今年 8 月から 10 月まで実施されておりますので、貨物の固縛状況を確認願います。

[参考資料]

**Index of ClassNK PSC Bulletin (For (1), (2), (4) &(8))**

[https://www.classnk.or.jp/hp/ja/info\\_service/psc/index.aspx](https://www.classnk.or.jp/hp/ja/info_service/psc/index.aspx)

**Index of AMSA Marine Notice (For (A) & (B))**

<https://www.amsa.gov.au/about/regulations-and-standards/index-marine-notice>